別表第一第一〇・〇八項を次のように改める。

一〇・〇八	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物	
一〇〇八・六〇	ライ小麦のうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	無税

別表第一第一二・〇二項を次のように改める。

一二・〇二	落花生（煎ってないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）	
一二〇二・三〇	播種用のもののうち この号、第一二〇二・四一号及び第一二〇二・四二号に掲げる落花生について、七五、〇〇〇トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項において「共通の限度数量」という。）以内のもの	一〇％
一二〇二・四一	その他のもの 殻付きもののうち 共通の限度数量以内のもの	一〇％
一二〇二・四二	殻を除いたもの（割ってあるかないかを問わない。）のうち 共通の限度数量以内のもの	一〇％

別表第一第一九〇四・三〇号を次のように改める。

一九〇四・三〇	ブルガー小麦のうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	二五％

別表第二七・一〇項を次のように改める。

二七・一〇	石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油 石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、バイオディーゼルを含有するもの及び他の号に該当するものを除く。）	
二七一〇・一二	軽質油及びその調製品 一　石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。） (一)　揮発油 C　その他のもののうち 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	無税
	(二)　灯油 B　その他のもの (1)　ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五％以上のものに限る。）	無税
	(2)　その他のもののうち 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	無税
	(三)　軽油のうち 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	無税
二七一〇・一九	その他のもの 一　石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。） (一)　灯油 B　その他のもの (1)　ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五％以上のものに限る。）	無税
	(2)　その他のもののうち 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	無税
	(二)　軽油のうち 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	無税
	(三)　重油及び粗油 A　温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの	無税
	(b)　その他のもののうち 温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たもので、これらの性質を有するものに限る。第二七一〇・一二〇号において同じ。）のうち、農林漁業の用に供するもの	無税